

■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 25 問

避難施設等に関する問題です。○×で回答して下さい。

1. 事務所の用途に供する 3 階以上の部分(高さ 31m 以下)に設置する非常用の進入口には、原則として、奥行き 1m 以上、長さ 4m 以上のバルコニーを設けなければならない。
2. 避難階以外の階で、その階を客席を有する集会場の用途に供するものには、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。
3. 飲食店の 2 階にあるバルコニーの周囲に設ける手すり壁等の安全上必要な高さは、1.1m 以上としなければならない。
4. 映画館における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない。
5. ボーリング場には、非常用の照明装置を設けなければならない。
6. 高さ 13m の建築物で、3 階部分を不燃性の物品の保管のみの用途に供するものにおいて、2 階部分から進入することができる場合、3 階部分には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
7. 建築物の所定の防火区画に用いる特定防火設備及び建築基準法第 2 条第九号の二に規定する防火設備は、所定の要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
8. 共同住宅の片廊下で、住戸の床面積の合計が 150m² である階における共用のもの幅は、1.2m 以上としなければならない。
9. 避難階が 1 階である診療所で、2 階の病室の床面積の合計が 110m² の場合、2 階から 1 階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。
10. 主要構造部が準耐火構造である地上 3 階地下 2 階建の建築物において、地下 2 階(床面積の合計 90m²)に通ずる直通階段は、避難階段又は特別避難階段としなければならない。
11. 延べ面積が 500m² を超える共同住宅における住戸で、床面積が 200m² 以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で区画されたものには、排煙設備を設けなくてもよい。
12. 内装制限を受ける特殊建築物の居室から地上に通ずる主たる廊下の床面は、その仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。

13. 主要構造部が準耐火構造である建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものについては、排煙設備の設置及び構造の規定は適用されない。
14. 病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
15. 主要構造部が準耐火構造である建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたものであっても、屋内に設ける避難階段の構造の規定は適用される。
16. 集会場における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない。
17. 病院における患者用の廊下で、両側に居室があるものの幅は、1.6m 以上としなければならない。
18. 排煙設備を設けなければならない建築物において、排煙設備の排煙口及び風道は、不燃材料で造らなければならない。
19. 木造の学校は、床面積に応じて、建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装制限を受ける。
20. 非常用エレベーターを設置している建築物には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
21. 主要構造部が準耐火構造の建築物の階のうち、階避難安全検証法により安全性が確かめられたものには、屋内に設ける避難階段の構造の規定は適用されない。
22. 共同住宅の 2 階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが 1.1m 以上の手すり壁等を設けなければならない。
23. 共同住宅の住戸には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
24. 映画館の用途に供する避難階以外の階で、客席を有するものには、避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。
25. 主要構造部が不燃材料で造られている 2 階建共同住宅で、2 階における居室の床面積の合計が 180m² であるものには、2 以上の直通階段を設けなくてもよい。

■正誤問題 解答編

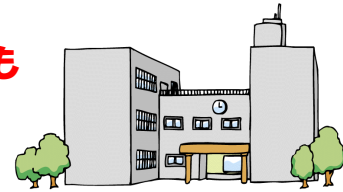
1. 事務所の用途に供する3階以上の部分(高さ31m以下)に設置する非常用の進入口には、原則として、奥行き1m以上、長さ4m以上のバルコニーを設けなければならない。
1. ○ **令第126条の7第五号により正しい。**
2. 避難階以外の階で、その階を客席を有する集会場の用途に供するものには、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
2. ○ **令第121条第1項第一号により正しい。**
3. 飲食店の2階にあるバルコニーの周囲に設ける手すり壁等の安全上必要な高さは、1.1m以上としなければならない。
3. ○ **飲食店は、令第115条の3第1項第三号により、別表第1(イ)欄(4)項の建築物に該当することから、令第117条第1項及び令第126条第1項により正しい。**
4. 映画館における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない。
4. ○ **令第118条により正しい。**
5. ボーリング場には、非常用の照明装置を設けなければならない。
5. × **令第126条の2第1項第二号により、ボーリング場は学校等に該当しますので、令第126条の4第三号により、非常用の照明装置を設けなくても構いません。**
6. 高さ13mの建築物で、3階部分を不燃性の物品の保管のみの用途に供するものにおいて、2階部分から進入することができる場合、3階部分には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
6. ○ **令第126条の6本文()書きにより正しい。**
7. 建築物の所定の防火区画に用いる特定防火設備及び建築基準法第2条第九号の二口に規定する防火設備は、所定の要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
7. ○ **令第112条第14項により正しい。**
8. 共同住宅の片廊下で、住戸の床面積の合計が150m²である階における共用のものの幅は、1.2m以上としなければならない。
8. ○ **令第119条により正しい。**
9. 避難階が1階である診療所で、2階の病室の床面積の合計が110m²の場合、2階から1階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
9. ○ **令第121条第1項第四号及び同条第2項により正しい。**

10. 主要構造部が準耐火構造である地上 3 階地下 2 階建の建築物において、地下 2 階（床面積の合計 90m²）に通ずる直通階段は、避難階段又は特別避難階段としなければならない。
10. × 令第 122 条第 1 項()書きにより、地下 2 階以下の床面積が 100m² 以下なので、必ずしも、避難階段又は特別避難階段としなくてもいいです。
11. 延べ面積が 500m² を超える共同住宅における住戸で、床面積が 200m² 以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたものには、排煙設備を設けなくてもよい。
11. ○ 令第 126 条の 2 第 1 項第一号により正しい。
12. 内装制限を受ける特殊建築物の居室から地上に通ずる主たる廊下の床面は、その仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。
12. × 令第 129 条第 1、2、3 項により仕上げが制限されるのは、壁及び天井であり、床は制限の対象ではないので誤りです。
13. 主要構造部が準耐火構造である建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものについては、排煙設備の設置及び構造の規定は適用されない。
13. ○ 全館避難安全検証法による場合に適用除外される規定は、令第 129 条の 2 の 2 第 1 項に定められていますが、排煙設備に関する令第 126 条の 2 及び第 126 条の 3 は、除外規定に含まれているので正しい。
14. 病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
14. ○ 令第 126 条の 4 第二号により正しい。
15. 主要構造部が準耐火構造である建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたものであっても、屋内に設ける避難階段の構造の規定は適用される。
15. ○ 階避難安全検証法による場合に適用除外される規定は、令第 129 条の 2 第 1 項に定められていますが、屋内避難階段の構造に関する令第 123 条第 1 項は、除外規定に含まれていないので正しい。
16. 集会場における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない。
16. ○ 令第 118 条により正しい。
17. 病院における患者用の廊下で、両側に居室があるものの幅は、1.6m 以上としなければならない。
17. ○ 令第 119 条により正しい。
18. 排煙設備を設けなければならない建築物において、排煙設備の排煙口及び風道は、不燃材料で造らなければならない。
18. ○ 令第 126 条の 3 第 1 項第二号により正しい。

19. 木造の学校は、床面積に応じて、建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装制限を受ける。

19. × 令第 128 条の 4 第 2 項及び第 3 項のかつこ書きにより、
学校等は内装の制限を受けません。

×木造も RC 造も
受けません



20. 非常用エレベーターを設置している建築物には、非常用の進入口を設けなくてもよい。

20. ○ 令第 126 条の 6 第一号により正しい。

21. 主要構造部が準耐火構造の建築物の階のうち、階避難安全検証法により安全性が確かめられたものには、屋内に設ける避難階段の構造の規定は適用されない。

21. × **階避難安全検証法**によって、安全性能を有することが確かめられた場合に、適用除外される規定は、令第 129 条の 2 第 1 項に定められていますが、そのなかに、令第 123 条第 1 項の屋内避難階段の構造は含まれていませんので、適用される事になります。

22. 共同住宅の 2 階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが 1.1m 以上の手すり壁等を設けなければならない。

22. ○ 令第 126 条第 1 項により正しい。共同住宅は、別表第 1(イ)欄(2)項の建築物なので、令第 117 条第 1 項により、令第 5 章第 2 節の規定は適用されます。

23. 共同住宅の住戸には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。

23. ○ 令第 126 条の 4 第一号により正しい。

24. 映画館の用途に供する避難階以外の階で、客席を有するものには、避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。

24. ○ 令第 121 条第 1 項第一号により正しい。

25. 主要構造部が不燃材料で造られている 2 階建共同住宅で、2 階における居室の床面積の合計が 180m²であるものには、2 以上の直通階段を設けなくてもよい。

25. ○ 令第 121 条第 1 項第五号及び同条第 2 項により正しい。

